

京都市告示第 359 号

京都市勸業館の指定管理者である株式会社京都産業振興センターから、京都市勸業館条例第 4 条第 1 項ただし書の規定に基づき、臨時開館について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 21 年 12 月 10 日

京都市長 門 川 大 作

臨時に開館する区分及び日時

開館区分	開館日	開館時間
常設展示場	平成 22 年 1 月 3 日 (日)	午前 9 時から午後 5 時まで

(産業観光局商工部産業総務課)